

平成 25 年度第 1 回幕別町文化財審議委員会

議 案

日 時 平成 26 年 3 月 26 日 (水) 午後 1 時 30 分
場 所 幕別町教育委員会 会議室

日 程

1 委員長あいさつ

2 あいさつ 幕別町教育委員会教育部長 羽磨 知成

3 講演会 (13 : 30~14 : 30)

- ・演 題 幕別町蝦夷文化考古館収蔵品 (幕別町指定文化財) について
- ・講 師 幕別町郷土文化研究員 小助川 勝義氏

4 視察研修 (15 : 00~15 : 45)

- ・場 所 池田町郷土資料館 (仮称) ※旧池田町高島中学校校舎
- ・内 容 池田町郷土資料館 (仮称) 基本構想について (幕別町郷土文化資料館基本構想策定に向けて)

※行程

14 : 35	教育委員会発
15 : 00~15 : 45	視察研修
16 : 10	教育委員会着

文化審議委員名簿

氏 名	備 考
はしもと たけお 橋 本 猛 夫	(1)識見委員
かとう しゅうじ 加 藤 修 治	(1)識見委員
きがわ たまみ 木 川 珠 味	(1)識見委員
ふけ なおと 福 家 直 人	(2)公募委員
やまだ たかひろ 山 田 貴 赦	(2)公募委員

任期 平成24年6月1日から平成26年5月31日まで

平成24年6月1日現在 幕別町指定文化財

種 別	名 称	所 在 地	所 有 者	指 定 年 月 日
民俗文化財	幕別町蝦夷文化 考古館収蔵品	幕別町字千住 114番地の1	幕別町	平成14年2月26日
民俗文化財	糠内獅子舞	幕別町字糠内	糠内獅子舞 保存会	平成14年2月26日
有形文化財	札内N遺 跡出土品	幕別町字依田 384番地の3	幕別町	平成20年3月27日
記念物	ヒカリゴケ	幕別町忠類明 和1番地の1 の内(町有林)	幕別町	平成21年6月26日
無形文化財	『どさんこ甚 句』・『どさんこ舟 唄』	幕別町札内み ずほ町160番地 の60(どさんこ 甚句・舟唄発祥 の碑建立)		平成24年7月26日

教育委員会職員名簿

教育長 飯田 晴義 (いいた はるよし)
 教育部長 羽磨 知成 (はま ともあき)
 生涯学習課長 澤部 紀博 (さわべ のりひろ)
 教育部主幹 水川 潔 (みずかわ きよし)
 社会教育係長 西田 建司 (にしだ けんじ)
 社会教育係主事 松浦 佑司 (まつうら ゆうじ)

TEL 0155-54-2006 FAX 0155-54-4714

○幕別町文化財保護条例

(平成8年3月25日 条例第11号)

改正

平成12年9月29日 条例第60号

(抜粋)

(目的)

第1条 この条例は、幕別町（以下「町」という。）の区域内に存する文化財のうち、国又は北海道の指定するものを除き、町にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって町民の文化的向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で文化財とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 有形文化財 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、古文書、その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの及び考古資料をいう。
- (2) 無形文化財 演劇、音楽、その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いものをいう。
- (3) 民俗文化財 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣、民俗芸能及びこれに用いられる衣服、器具、家屋、その他の物件で生活の推移を理解するために欠くことのできないものをいう。
- (4) 記念物 貝塚、化石、古墳、城跡、旧宅、その他の遺跡（包蔵地を含む。）で歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋りょう、狭谷、山岳、その他の名勝地で芸術上又は鑑賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地、渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）、及び地質鉱物（特異な自然現象の生じている土地を含む。）で学術上価値の高いものをいう。

第4条 教育委員会は、町内に存する文化財のうち、国又は北海道が指定したものを除き、町にとって重要と認めるものを幕別町指定文化財（以下「町指定文化財」という。）に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定をするときは、教育委員会は、あらかじめ指定しようとする文化財の所有者及び権原に基づく占有者又は保持者若しくは保持母体（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、所有者等の判明しない場合はこの限りでない。

(解除)

第5条 教育委員会は、町指定文化財がその価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。

- 2 町指定文化財が町の区域内に存しなくなったとき又は国若しくは北海道の文化財として指定を受けたときは、前条の指定は解除されたものとする。

(中略)

第18条 文化財の保存及び活用について教育委員会の諮問に応じ、調査審議するため、幕別町文化財審議委員会（以下「審議委員会」という。）を置く。

- 2 審議委員会は、委員5名で組織する。
- 3 審議委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。
 - (1) 識見を有する者
 - (2) 公募による者

○幕別町文化財審議委員会規則

(平成8年4月1日 教育委員会規則第7号)

(目的)

第1条 [幕別町文化財保護条例](#) (平成8年条例第11号) 第18条の規定に基づき、幕別町文化財審議委員会 (以下「審議委員会」という。) に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所管事項)

第2条 審議委員会は、幕別町教育委員会 (以下「教育委員会」という。) の諮問に応じ、申請文化財の調査審議をし、文化財指定の適否の意見及び保存活用等必要と認める事項について答申する。

(任期)

第3条 審議委員会の委員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。

2 欠員を生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長、副委員長)

第4条 審議委員会に委員長、副委員長を置く。

2 委員長、副委員長は委員の互選とする。

3 委員長は審議委員会を代表し、会を総理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議委員会は委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(審議委員会の庶務)

第6条 審議委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

資料 1

(1) 幕別町指定文化財保存及び活用について

2つの幕別町指定文化財を保管及び活用している幕別町蝦夷文化考古館と幕別町ふるさと館は、その成り立ちや運営に違いがありますが、現在まで、限られた予算の中で痛んだ箇所を補修しながら、また、展示品についてもふるさと館事業委員と知恵を出し合いながら、収納物を活用していくなど工夫をこらして貴重な文化施設として活用してまいりました。

また、合併後の現在は、『三つの個性』とし、ふるさと館は産業史、蝦夷文化考古館は生活史、忠類ナウマン象記念館は自然史と、3館それぞれの特徴を生かして連携し、ふるさとの文化史、郷土史を後世に伝える場として幕別の歴史の上からも不可欠なものであります。

しかし、ふるさと館（昭和45年築41年経年）、考古館（昭和34年築52年経年）の両施設ともに老朽化が進んでおり、新設・改修等近い将来の幾つかの選択肢を検討すべき時期となりました。いずれの選択肢も、大きな予算が必要となりますことから、計画を持って財政的課題など様々な角度からの検討を具体的に進めることとなります。

※参考

◎ふるさと館に対する、ふるさと館事業委員会の考え

- ①現在の場所は、ジュニアスクール開催等に適しており活動しやすい場所である。
- ②施設老朽化に合わせて参観施設として大規模改修事業を実施されたい。

◎考古館に対する、アイヌの方々や地域の方々の考え

- ①民地を買収して生活館と一体化した活用が望ましい。
- ②考古館新築財源は制度的には生活館再建築補助しかない。(アイヌ振興財団にはない。)
- ③考古館の再建が望ましい。
 - ・指定文化財でもある考古館収蔵品を一括に展示・管理・保存ができる施設新設を。
 - ・現在の地で、ふるさと館とは分離した形で存続してほしい。
 - ・管理人室は小規模でよいが、トイレは水洗で単独で設置してほしい。
 - ・アイヌの方々の作業場を配置してほしい。
 - ・郷土文化研究員室を設置してほしい。
 - ・きまり小屋を移設し室内管理スペースと展示室近くにサロンを設置してほしい。
 - ・大型バスが入ることができる動線を確保してほしい。
 - ・民芸品や野菜等の販売ができる自由市場のような簡易な施設を設置してほしい。

※ポイント

- ①両施設の将来的な役割と必要性。
- ②新築及び改修の方向性。(場所と内容)

答 申 書 (抜粋)

幕別町指定文化財を指定することについて (答申)

本委員会は、貴職より諮問を受けた幕別町指定文化財の指定等について、平成24年6月22日に審議をしたので、次のとおり答申する。

記

1 答申の基本的考え方

答申に当たっては、幕別町文化財保護条例等の基準に基づき、かつ住民の理解を得られるべく厳正に審議する。

2 審議過程

上記の基本的な考え方に基づき、現地調査を実施し、関係者の意見を参考にしながら、文化財の指定の適否及び保存活用等を審議し判断した。

平成24年6月22日 第1回 諮問、現地調査及び審議、結審

3 審議結果

(2) 幕別町指定文化財保存及び活用について

種 別	名 称	内 容	所有者	所 在 地
民俗 文化財	幕別町蝦夷文化考古館収蔵品	図書類 152 点 文書類 273 点 文化財 295 点	幕別町	幕別町字千住 114 番地の 1 (幕別町蝦夷文化考古 館内)
有形 文化財	札内N遺跡出土品	土壙 20・土器 2 点、石器 7 点土壙 25・土偶 2 点、土器 7 点	幕別町	幕別町字依田 384 番地の 3 (幕別町ふるさと館内)

○ 保存及び活用について

これらの収蔵品や出土品は、先住民族でありますアイヌの方や開拓者の方が、日常生活や儀式において使用していたものであり、貴重なものとして後世に受け継いでいかなければならないものであります。また、幕別町蝦夷文化考古館と幕別町ふるさと館は、ふるさとの文化史、郷土史を後世に伝える場として幕別の歴史の上からも貴重な文化施設であります。

以上のことから、老朽化が進んでいる両施設ともに、次のとおり、新設・改修等を早急に対応いただき、指定文化財の更なる保存及び活用を図っていただくことを希望いたします。

① 幕別町蝦夷文化考古館

現在の場所で、新設建て替えを望みます。

付帯意見

- ・ 現敷地と千住生活館の間の民地を買収した中での一体的な活用
- ・ 指定文化財でもある考古館収蔵品を一括に展示及び管理保存ができるスペースの確保
- ・ 小規模の管理人室の配置
- ・ 展示施設と管理人室への水洗トイレの単独で設置
- ・ アイヌの方々の作業場の配置
- ・ 郷土文化研究員室の設置
- ・ 室内管理スペースと展示室近くのサロンの設置
- ・ 大型バスが入ることができる動線の確保
- ・ 民芸品や野菜等の販売ができる自由市場のような簡易な施設を設置

- ・指定文化財の中の図書類と文書類のデジタル化による保存
- ・郷土文化研究員の確保

② 幕別町ふるさと館

現在の場所は、ジュニアスクール等事業活動に適しており、観光資源としての集客も期待できることから、現施設の大規模改修事業、あるいは建て替えなど整備を望みます。

付帯意見

- ・ふるさと館事業委員及び郷土文化研究員の確保

平成 24 年 6 月 25 日

幕別町教育委員会委員長 沖田 道子 様

幕別町文化財審議委員会
委員長 橋本 猛夫 ㊟

○ 幕別町文化財審議委員会規則第 2 条（所管事項） 審議委員会は、幕別町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、申請文化財の調査審議をし、文化財指定の適否の意見及び保存活用等必要と認める事項について答申する。